

多久市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 2 1 号

多久市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

多久市職員の扶養手当に関する規則（昭和 4 2 年多久市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「以上」を「以上（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1 5 0 万円以上）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。